

利息は上下水道局が負担します

水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道が供用開始されますと、遅滞なく下水道に接続するよう定められています。そこで上下水道局では一日でも早く下水道に接続していただくため、工事資金を金融機関から無利子で借りられるようあっせんしています。

融資の内容

- ・融資金額 水洗便所1組あたり60万円以内（1万円未満端数切り捨て）
- ・償還方法 50ヶ月以内の元金均等月賦償還（月最低償還額 6,000円）
- ・利息 上下水道局で負担

対象

- ・既設の便所（くみ取り便所・し尿浄化槽・合併浄化槽）及び生活排水を下水道に接続する方
- ・市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金を滞納していない方
- ・建物が個人所有であること
- ・市内で独立の生計を営み、市民税又は固定資産税を完納し、弁済の資力を有する確実な連帯保証人を1人有する方
- ・下水道供用開始区域
- ・上記要件には、一部例外もありますので、ご相談ください。

融資あっせん対象

- ・既設の便所を下水道に接続するための工事費
- ・同時に行うその他の生活排水を下水道に接続するための工事費

申込手続

- ・申込は、必ず工事契約前に排水設備指定工事店へお願いします。



取扱い金融機関

- ・豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合、豊橋農業協同組合の豊橋市内にある本店及び支店

<お問合せ先>

豊橋市上下水道局
営業課普及業務グループ
電話 (0532) 51-2761